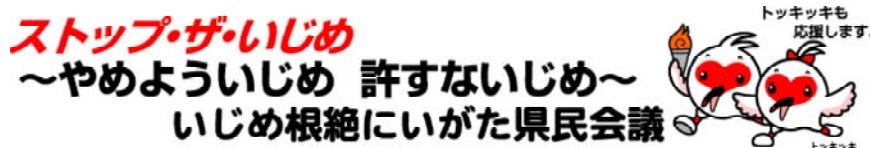


平成20年度
教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価
報告書

平成21年8月20日

新潟県教育委員会



はじめに

平成20年度から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、毎年、教育委員会自らが点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられました。

県教育委員会では、「教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則」（平成20年3月）に基づき、毎年、前年度分の事務及び教育施策上の重要課題について、点検・評価を行うこととしています。

2年目を迎えた点検評価報告書の作成にあたり、平成19年度版の点検評価報告書をベースに、できる限りグラフ・図表データを用いて客観性を持たせるとともに、イメージを捉えていただけるよう写真を多用するなど、県民の皆様にとってわかりやすい報告書となるよう工夫しました。

また、昨年引き続き、上越教育大学 学長 若井彌一様 と新潟大学 理事・副学長 生田孝至様 から教育委員全員による協議会の場にご出席いただき、示唆に富むご意見を頂戴しました。

県議会議員各位並びに県民の皆様には、本報告書により、県教育委員会の事務・事業に対しまして一層のご理解を深めていただくとともに、子どもたち一人一人の「個」を伸ばし、本県の将来を担う「ひとづくり」のために、ご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

新潟県教育委員会

<参考1>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(中略)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

<参考2>教育に関する事務の点検及び評価の実施に関する規則

平成20年3月31日

新潟県教育委員会規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第27条の規定に基づき、新潟県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象及び時期)

第2条 点検及び評価の対象は、法第23条各号に掲げる事務及び教育施策上の重要課題とする。

2 点検及び評価は、毎年度、前年度の前項に規定する事項について行うものとする。

(資料の整理等)

第3条 点検及び評価に資するため、事務局(法第18条に定める事務局をいう。以下同じ。)は、前条第1項に規定する事項について、必要な資料を整理する。

(点検及び評価に係る会議等)

第4条 点検及び評価を行うため、教育委員会は、協議会(新潟県教育委員会会議規則(昭和39年新潟県教育委員会規則第12号)第9条に定める協議会をいう。以下同じ。)を開催する。

2 法第27条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、教育委員会は前項に規定する協議会に、学識経験者の出席を求める。

(議会報告等)

第5条 教育委員会は、協議会の検討を踏まえ、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを新潟県議会に提出するとともに、公表する。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は、教育庁総務課において行う。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

<目次>

	頁
○ 教育に関する事務の管理及び執行の状況	1
I 教育委員会の会議及び委員の主な活動	2
II 教育委員会の事務の管理及び執行の状況	4
第1 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事	5
第2 教育財産の管理に関する事	8
第3 職員の任免その他の人事に関する事	9
第4 就学、入学、転学及び退学に関する事	14
第5 学校の組織編制、教育課程、学習指導等に関する事	16
A 県立中学校・高等学校・中等教育学校	16
B 公立義務教育諸学校	21
C 特別支援教育	26
D いじめ根絶県民運動	27
E 震災対応	31
F その他教育活動の支援	32
第6 教科書その他の教材の取扱いに関する事	35
第7 施設及び教具等の整備に関する事	37
第8 研修に関する事	40
第9 保健、安全、厚生及び福利に関する事	42
第10 学校等の環境衛生に関する事	49
第11 学校給食に関する事	51
第12 社会教育に関する事	53
第13 スポーツに関する事	61
第14 文化財の保護に関する事	64
第15 ユネスコ活動（世界遺産登録運動）に関する事	68
第16 教育に係る法人に関する事	71
第17 調査及び統計に関する事	72
第18 広報、広聴及び相談に関する事	73
第19 その他の事務に関する事	74
○ 教育施策上の重要課題に対する評価	77
I 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育の推進	79
1 子どもたちや社会の未来を拓く教育の充実	79
2 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の充実	88
3 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実	94
4 子どもたちの学びを支える学校教育環境の整備	98
II 生涯にわたる「学び」「躍動」「感動」を支える基盤整備	101
1 生き生きと学び続ける生涯学習環境づくり	101
2 生涯にわたって親しむスポーツと競技スポーツの振興	104
3 心に潤いをもたらす芸術文化の振興と地域文化の継承	106
○ まとめ	109
<資料編>	113

